

**特定非営利活動法人日本歯科放射線学会**  
**「歯科用 CBCT 認定医」制度に関する規程**

**総 則**

第1条 本制度は歯科用 CBCT の使用に関して、専門的知識と臨床技能を有する歯科用 CBCT 認定医を育成することにより、歯科用 CBCT の安全な利用と普及を図り、もって国民の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため特定非営利活動法人日本歯科放射線学会(以下「本学会」という)は、歯科用 CBCT 認定医(以下「認定医」という)を認定するとともに、本制度の実質に必要な事業を行う。

**認定委員会**

第3条 認定医の認定は、認定委員会(以下「委員会」という)の審査により判定し、理事会の議決を経て、総会に報告する。

**認定医の申請資格**

第4条 認定医になろうとする者は、申請資格を満たした後に、認定医試験に合格しなければならない。

第5条 認定医試験を受ける者は、次の各号の資格をすべて満足しなければならない。

- ① 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格をもつ者
- ② 本学会の会員資格を有する者

**認定の手続き**

第6条 認定医試験を受けようとする者は、別に定める申請書類に所定の申請手数料を添えて、委員会に提出しなければならない。

第7条 本学会は、試験に合格し所定の認定手数料を納付した者に認定証を交付する。

**認定医の更新**

第8条 認定医は、5年毎にその資格の更新を受けなければならない。

第9条 認定医資格の更新には、別に定める一定の条件をすべて満たさなければならない。

**認定医資格の喪失**

第10条 認定医は、次のいずれかの理由により委員会の議を経て、その資格を喪失する。

- ① 資格を辞退したとき
- ② 歯科医師免許を喪失したとき

- ③ 本学会会員の資格を喪失したとき
- ④ 第8条に規定する資格の更新をしなかったとき
- ⑤ 第9条に規定する資格の更新条件が満たされなかったとき
- ⑥ 委員会で認定医として不相当と判断されたとき

#### **補 則**

第11条 本規則を変更する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規則は、2022年XX月YY日から施行する。

**特定非営利活動法人日本歯科放射線学会**  
**「歯科用 CBCT 認定医」制度施行細則**

**総 則**

第1条 特定非営利活動法人日本歯科放射線学会「歯科用 CBCT 認定医」制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、同規則に定められた以外の事項については、この認定医制度施行細則（以下「細則」という）に従うものとする。

**認定医の認定**

第2条 歯科用 CBCT 認定医（以下「認定医」という）試験を受ける者は、次の各号に定める申請書類に第6条に定める手数料を添えて、認定委員会（以下「委員会」という）に提出しなければならない。

- ① 認定医申請書（様式1）
- ② 歯科医師免許の写し

第3条 認定医試験は筆記試験により行い、委員会によって合否を判定する。

**認定医の更新**

第4条 認定医資格の更新には、5年間に日本歯科放射線学会学術総会への出席を1回以上及び日本歯科放射線学会が指定する歯科用 CBCT 関連学術講演会に1回以上の出席を必要とする。

第5条 認定医資格を更新しようとする者は、資格が喪失する日の3ヶ月前までに、次の各号に定める申請書類に第6条に定める手数料を添えて、委員会に提出しなければならない。

- ① 認定医更新申請書（様式2）
- ② 研修記録（様式3）
- ③ ②の実績を証明できる資料

第6条 本制度の施行に係る諸手数料は、次のように定める。

- ① 認定医申請手数料 10,000円
- ② 認定医認定手数料 10,000円
- ③ 認定医更新手数料 10,000円

**更新の保留**

第7条 過去5年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間は2年間までとする。

## 補 則

第8条 本細則を変更する場合は、理事会の承認を得なければならない。